

基安安発 0106 第 3 号  
令和 8 年 1 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

労働安全衛生法の改正等に伴う特定自主検査制度の適切な運用に向けた  
対応のお願いについて（要請）

標記については、令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）に基づく特定自主検査に係る基準の制定に伴い、別添 1 のとおり特定自主検査対象機械等の関係団体に、別添 2 のとおり検査業者の関係団体にそれぞれ要請を行っている。

については、要請の趣旨をご了知いただくとともに、管内の特定自主検査を行う事業者や検査業者による関係基準に基づく特定自主検査の実施に向け、必要な指導等を行われたい。

別添 1

基安安発 0106 第 1 号  
令和 8 年 1 月 6 日

一般社団法人日本産業車両協会 会長 殿  
一般社団法人日本建設機械工業会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

労働安全衛生法の改正等に伴う特定自主検査制度の適切な運用に向けた  
対応のお願いについて（要請）

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申  
し上げます。

さて、フォークリフト、車両系建設機械や高所作業車などの機械等については、  
これらを使用する事業者に対し、定期的に資格者又は検査業者による特定自主  
検査を実施するよう義務付けられております。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を  
改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）では、特定自  
主検査について厚生労働大臣の定める基準（以下「特定自主検査基準」という。）  
に従って行わなければならないこと、これに違反した検査業者に対し、厚生労働  
大臣等が特定自主検査の方法等の業務方法の改善に必要な措置を取るべきこと  
を命じることができること等、特定自主検査の不正防止対策の強化に向けた規  
定が新設され、対象機械等の特定自主検査基準が令和 7 年 12 月 24 日（高所作  
業車に係るものは同年 12 月 18 日）にそれぞれ制定されました。

特定自主検査の実施に当たっては、対象機械等の状態を正しく判定するため、  
検査を実施する者が、メーカーが指定する基準値（検査項目に応じて必要となる  
値）を適切に把握した上で検査を実施する必要があります。

つきましては、適正な特定自主検査の実施推進に向け、下記事項について、貴  
会傘下の特定自主検査対象機械等の製造事業者や関係団体等に対し、広く周知  
していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 特定自主検査の適正な実施に必要な基準値等の提供

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項（改正法の全面適用後にあっては第 3 項）に定める特定自主検査の対象機械等（フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械）を使用する事業者又は検査業者が特定自主検査を実施する際、以下の各基準に基づく検査実施のため、エンジンのアイドリング時の回転数、ブレーキドラムとライニングとの隙間や電動機のブラシの摩耗量をはじめ、当該機械等の検査に必要な基準値等を入手する必要がある。このため、当該機械等を製造又は輸入する者は、特定自主検査を行う事業者又は検査業者の求めに応じ、基準値等を情報提供していただきたいこと。

- ・高所作業車特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 313 号）
- ・車両系建設機械特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 320 号）
- ・フォークリフト特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 321 号）
- ・不整地運搬車特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 322 号）
- ・動力プレス特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 323 号）

## 2 関連団体による基準値等の情報提供

1 に掲げる基準値等について、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会において特定自主検査対象機械等の型式ごとに必要な基準値を収集・公開しているところ、特定自主検査の制度の適切な運用に向け、当該機械等を製造又は輸入する者が同協会の取組に協力することが望ましいこと。

基安安発 0106 第 2 号  
令和 8 年 1 月 6 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

労働安全衛生法の改正等に伴う特定自主検査制度の適切な運用に向けた  
対応のお願いについて（要請）

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申  
し上げます。

さて、フォークリフト、車両系建設機械や高所作業車などの機械等については、  
これらを使用する事業者に対し、定期的に資格者又は検査業者による特定自主  
検査を実施するよう義務付けられております。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を  
改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）では、特定自  
主検査について厚生労働大臣の定める基準（以下「特定自主検査基準」という。）  
に従って行わなければならないこと、これに違反した検査業者に対し、厚生労働  
大臣等が特定自主検査の方法等の業務方法の改善に必要な措置を取るべきこと  
を命じることができること等、特定自主検査の不正防止対策の強化に向けた規  
定が新設され、対象機械等の特定自主検査基準が令和 7 年 12 月 24 日（高所作  
業車に係るものは同年 12 月 18 日）にそれぞれ制定されました。

特定自主検査の実施に当たっては、特定自主検査基準に基づき適切に実施し  
ていただくとともに、対象機械等の状態を正しく判定するため、検査を実施する  
者が、メーカーが指定する基準値（検査項目に応じて必要となる値）を適切に把  
握した上で検査を実施する必要があります。

つきましては、適正な特定自主検査の実施推進に向け、下記事項について、貴  
会傘下の検査業者等に対し、広く周知していただきますよう、ご協力をお願い申  
し上げます。なお、別添のとおり関連団体に要請している点について、合わせて  
ご了知いただくようお願い申し上げます。

記

## 1 特定自主検査の適正な実施について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項（改正法の全面適用後にあっては第 3 項）に定める特定自主検査の対象機械等（フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車及び動力により駆動されるプレス機械）を使用する事業者又は検査業者にあっては、同条第 3 項（改正法の全面適用後にあっては第 4 項）に、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準（以下「各基準」という。）に従って実施しなければいけないこととされたことに伴い、改めて特定自主検査の適正な実施をお願いしたいこと。

## 2 特定自主検査の適正な実施に必要な基準値等の入手

各基準のうち、エンジンのアイドリング時の回転数、ブレーキドラムとライニングとの隙間や電動機のブラシの摩耗量をはじめ、当該機械等の検査に必要な基準値等を入手する必要がある。このため、特定自主検査を行う事業者及び検査業者は、当該機械等を製造又は輸入する者と連携して基準値等を入手し、当該基準値等に基づき適正な検査を行うこと。なお、やむを得ず、当該基準値等が確認できない場合は、同種車体又は機械の基準値その他の検査項目を適切に判定することができる基準値等に基づき検査を行うこと。

- ・高所作業車特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 313 号）
- ・車両系建設機械特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 320 号）
- ・フォークリフト特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 321 号）
- ・不整地運搬車特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 322 号）
- ・動力プレス特定自主検査基準（令和 7 年厚生労働省告示第 323 号）